

事業シート（概要説明書）

予算事業名		富山県道路愛護ボランティア制度								事業開始年度		2000年度								
上位施策事業名										担当局・部名		土木部								
根拠法令等										担当課・係名		道路課維持係								
事務区分		■自治事務 □法定受託事務								作成責任者		巳野								
実施の背景		・国土交通省では、道路を慈しみ、住んでいるところをきれいにしたいという自然な気持ちを形あるものにしようと、H12にボランティア・サポート・プログラム制度を導入し、地域と協働した道路管理を推進するとした。 ・この考え方にに基づき、県においても道路愛護ボランティア制度を開始した。																		
目 的 (何のために)		・道路利用者に普段使用している道路はみんなのもの（自分のもの）という意識を持ち、道路を大切に使う。 ・道路への親しみを深めてもらうため、道路ボランティア活動に積極的に参画してもらう。																		
向上が図られると考えている「ウェルビーイング」指標の項目		指標① つながり指標（地域）				指標② なないろ指標／思いやり				指標③ なないろ指標／生きがい・希望										
事業概要	対 象 (ターゲットとなる県民等の属性)		ボランティア活動を積極的、継続的に行う団体及び個人								対象者数（全住民に対する割合）									
											約100万 人 100 %)									
	実施方法		■直接実施（直営）（PR活動）																	
			□業務委託 又は □指定管理 （委託先又は指定管理者： ）																	
			□補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ）																	
			□貸付（貸付先： ） ■その他（物品支給、保険加入）																	
	事業内容 (手段、手法など)		事業内容（箇条書き）				事業費				活動指標									
			清掃・美化・緑化活動に要する物品の支給				1,060 千円													
			傷害保険、賠償責任保険への加入				240 千円													
			PR活動（ボランティアNEWSを県HPに掲載）				0 千円													
								千円												
								千円												
関連事業 (同一目的事業等)		歩道除雪協力活動 担当部局：道路課 事業費：R5決算1,283千円 事業内容：歩道除雪協力団体に除雪機械の貸出、燃料の支給や保険加入等を行う								雪と汗のひとかき運動 担当部局：道路課 事業費：なし 事業内容：交差点等にスコップを設置し信号待ちの際に除雪作業を行う										
コスト			2024 年度（予算）				2023 年度（決算見込）				2022 年度（決算）				2021 年度（決算）					
	事業費合計		1,300千円				995千円				1,111千円				597千円					
	事業費内訳 (2023年度分)		・清掃・美化・緑化活動に要する物品の支給：782,663円 （鎌、箒、軍手、ゴミ袋、腐葉土、肥料、花苗等） ・傷害保険、賠償責任保険への加入：212,364円																	
	人件費		担当正職員		0.5	人	3,802	千円	0.5	人	3,537	千円	0.5	人	3,689	千円	0.5	人	3,650	千円
			臨時職員等		0	人	0	千円	0	人	0	千円	0	人	0	千円	0	人	0	千円
			人件費合計		0.5	人	3,802	千円	0.5	人	3,537	千円	0.5	人	3,689	千円	0.5	人	3,650	千円
	総事業費		5,102千円				4,532千円				4,800千円				4,247千円					

富山県道路愛護ボランティア制度（わがまち・わがみち事業）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、富山県が管理する道路（以下「県管理道路」という。）を利用する者が、道路愛護の心を持って、自ら進んで県管理道路の清掃、緑花等の作業活動（以下「ボランティア活動」という。）を支援することを目的とした富山県道路愛護ボランティア制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（県の支援事業）

第2条 県は、富山県道路愛護ボランティア制度の目的を達成するため、次の支援事業を行う。

- (1) 道路愛護ボランティアの登録
- (2) 道路愛護ボランティアのネットワークづくり
- (3) ボランティア活動の周知広報
- (4) 関係機関等への協力要請
- (5) ボランティア団体への物品支給
- (6) 傷害保険及び賠償責任保険への加入
- (7) その他必要と認められる事業

（道路愛護ボランティアの登録）

第3条 県管理道路においてボランティア活動を積極的、継続的に行う団体及び個人（以下「ボランティア団体等」という。）は、富山県道路愛護ボランティアとして登録（以下「登録」という。）することができる。

（登録の制限）

第4条 ボランティア団体等が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員をいう。）を構成員とする団体であるなど、富山県道路愛護ボランティアとしてふさわしくないと認められるときは、前条の登録をすることができない。

（ボランティア活動の内容）

第5条 ボランティア活動の内容は、「清掃・美化活動」又は「緑花活動」とする。

- 2 ボランティア活動は、事故等の防止のため、歩道、緑地帯等の安全な場所において行わなければならない。

（登録の手続）

第6条 登録しようとするボランティア団体等は、ボランティア活動を行う道路の区間を所轄する土木センター所長・土木事務所長・港湾事務所長（以下「所長」という。）に対し、富山県道路愛護ボランティア登録申込書（様式第1号）により、登録を申し込むものとする。ただし、登録しようとする区間が、既に他のボランティア団体等に登録されているときには、当該ボランティア団体等の了解を得なければならない。

- 2 所長は、前項の申込みがあったときは、富山県道路愛護ボランティアとして登録し、道路愛護ボランティア登録証（以下「登録証」という。）（様式第2号）及び個人登録証（様式第3号）を交付するものとする。この場合において、所長は、あらかじめ当該道路区間の存する市町村等関係団体の意見を聴くものとする。

(ボランティア活動の報告)

第7条 ボランティア団体等は、当該年度におけるボランティア活動の実績及び翌年度におけるボランティア活動の継続の意志について、道路愛護ボランティア活動報告書(様式第4号)により、毎年2月末日までに所長へ報告するものとする。また、毎月ごとに延べ参加人数を各土木センター・事務所の担当者へ通知するものとする。

(登録事項の変更)

第8条 ボランティア団体等は、登録事項に変更が生じたときは、道路愛護ボランティア登録変更届(様式第5号)により、速やかに所長へ届け出るものとする。

2 所長は、前項の届出があったときは、審査のうえ登録内容を変更し、必要に応じて登録証を再交付するものとする。

(登録の抹消)

第9条 所長は、ボランティア団体等が次の各号のいずれかに該当したときは、その登録を抹消し、登録証の返還を求めることができる。

- (1) 道路愛護ボランティア活動報告書(様式第4号)において、翌年度の登録をしない意志表示があったとき。
- (2) 道路愛護ボランティア登録抹消届出書(様式第6号)の届出があったとき。
- (3) 長期間にわたって、ボランティア団体等の代表者と連絡がとれない場合等、所長が、富山県道路愛護ボランティアとしてふさわしくないと判断したとき。

(表示板の設置)

第10条 所長は、ボランティア団体等の希望により、団体名、活動内容等を記載した表示板(様式第7号)を当該区間内又はその周辺に設置することができる。この場合において、所長は、交通の支障の有無、周辺景観との調和等を勘案し、設置箇所等の検討を行わなければならない。

2 表示板は、1つのボランティア団体等につき1基を設置するものとする。

(表示板の変更等)

第11条 所長は、第6条第1項ただし書、第8条及び第9条の事由が生じた場合において、必要と認めたときは、表示板を移設し、若しくは内容を変更し又は撤去することができる。

(登録台帳の整備)

第12条 所長は、第3条により登録しているボランティア団体等の申込書を保管し、登録台帳を整備するものとする。

(物品支給)

第13条 県は道路愛護ボランティア活動に必要な消耗品等の物品支給を次のとおり行う。

(1) 対象となる団体

道路愛護ボランティアに登録し、ボランティアを行っている団体。

(2) 支給の内容

① 限度額

(清掃・美化) 1 団体につき 5,000 円以内での物品支給とする。

(緑花活動) 1 団体につき登録人数に応じて、次の範囲内での物品支給とする。

100 名以下の団体 10,000 円以内

101 名以上の団体 20,000 円以内

※清掃・美化と緑花活動の両方を行う団体については、それぞれ支給を受けることができる

② 支給対象

(清掃・美化)

鎌、ごみ袋、軍手、ほうき等の消耗品、その他ボランティア活動に必要と認められるもの。

(緑花活動)

花の苗、肥料、腐葉土等の消耗品、その他ボランティア活動に必要と認められるもの。(ただし、プランターは除く)

(3) 活動報告について

支援を受けた団体は、第 7 条に規定する道路愛護ボランティア活動報告書(様式第 4 号)提出時に、必ず使用状況のわかる写真を付けて提出すること。

(4) 申請方法

(3) のボランティア活動報告書(様式第 4 号)において、物品支給を「希望します」を○で囲み、物品申請書(様式第 8 号)を合わせて提出する。

(その他)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、富山県道路愛護ボランティア制度の実施に関し必要な事項は、県が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 17 年 8 月 1 日に改正する。

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日に改正する。

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日に改正する。

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日に改正する。

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日に改正する。

【富山県道路愛護ボランティア登録状況】

R6.3現在

事務所名	団体名(氏名)	区 間	路線名	活 動 内 容
富山土木	NTT西日本不二越本町ビル社員一同	富山市 NTT南局～中市	(主) 富山大沢野線	清掃 ・ 美化 ・
	新保ル・ロード花いっぱい運動実行委員会	萩原～古倉	(主) 富山笹津線	清掃 ・ 美化 ・ 緑花
	サイクリングロードを飾ろう会	富山市下野地内下野橋～富山大学工学部第2運動場北西角	(一) 富山庄川小矢部自転車道線	清掃 ・ 美化 ・ 緑花
	富山県立富山高等支援学校	運動公園前交差点～運動公園前交差点	(一) 二松上大久保線	・ ・ 緑花
	荒川新町町内会	富山市荒川新町地内	(主) 富山環状線	清掃 ・ 美化 ・
	公園STAFFおせわ会	五福末広町交差点～五福公園	(主) 富山高岡線	清掃 ・ 美化 ・ 緑化
	鵜坂道路愛護ボランティアグループ	婦中大橋西口交差点～羽根交差点	(主) 富山環状線	清掃 ・ 美化 ・
	富山大橋をきれいにする会	富山大橋右岸橋詰～左岸橋詰	(主) 富山高岡線	清掃 ・ 美化 ・
高岡土木	二上地区環境美化推進委員会	米島大橋～二上大橋	(主) 高岡環状線	清掃 ・ 美化 ・ 緑花
	大滝自治会	大滝地区～クロッシングパーク	(一) 西中大滝線	清掃 ・ 美化 ・ 緑花
	ふしき万葉坂ロード振興会	高岡市伏木矢田～伏木国分	(国) 415号	清掃 ・ 美化 ・
	道路サー美ス	太閤山(西)交差点～大白	(主) 富山戸出小矢部線	清掃 ・ 美化 ・
	芳野花の会	芳野郵便局前から赤祖父北交差点方向	(主) 高岡小杉線	清掃 ・ 美化 ・ 緑花
	大門地域振興会	中町交差点～防災広場トイレ	(主) 高岡庄川線	清掃 ・ 美化 ・ 緑花
	百万本の芍薬咲かそう会(旧:奥村 香代子)	米島バス停付近～米島電停付近	(主) 高岡庄川線	清掃 ・ 美化 ・ 緑花
	上条団地自治会	上条交差点～小泉交差点	(主) 高岡小杉線	清掃 ・ 美化 ・ 緑化
	中山 利男	高岡市福岡町西明寺1118番地前道路脇	(主) 押水福岡線	・ ・ 緑化
	西明寺道路草刈り隊	高岡市福岡町西明寺1120～2248番地前道路脇	(一) 福岡宮島峡公園線	・ ・ 緑化
	上市ロータリークラブ	中新川郡上市町横越～中新川郡上市町経田	(主) 富山立山魚津線	清掃 ・ 美化 ・
新川土木	荒井学園 新川高等学校生徒会	魚津市 吉島	(一) 三箇吉島線	清掃 ・ 美化 ・
	片貝地区 福寿会	魚津市島尻～臥龍桜の広場	(主) 宇奈月大沢野線	清掃 ・ 美化 ・ 緑花
	魚津ライオンズクラブ	JR魚津駅前～上村木2丁目東(旧8号)	(一) 阿弥陀堂魚津停車場線	清掃 ・ 美化
入善土木	黒部市沓掛町内会	国道8号交差点～海側	(主) 若栗生地線	清掃 ・ 美化 ・ 緑花
	市民病院前名水道路を愛する会	天神新町交差点 ～ 三島町五又路	(一) 六天天神新線	清掃 ・ 美化 ・ 緑花
	花と緑の銀行入善支店入善校下	入善町入膳地内	(一) 上飯野入善停車場線～(主)入善朝日線	清掃 ・ 美化 ・ 緑花
	フラワーを愛する会	黒部市天神新(JR黒部駅前)	(一) 石田前沢線	清掃 ・ 美化 ・ 緑花
	名水フラワーロード	黒部市天神新	(一) 石田前沢線～(一)六天天神新線	清掃 ・ 美化 ・ 緑花
	梶山三区環境保全委員会	梶山交差点～国道8号	(一) 小杉梶山新線	清掃 ・ 美化 ・ 緑花
	花と緑の銀行入善支店梶山地方銀行	JA梶山支所前東側道路～梶山公民館前西側歩道	(一) 北羽入入善線、(一)小杉梶山新線	清掃 ・ 美化 ・ 緑花
	梶山新地区	梶山新交差点東側歩道～梶山新公民館前道路	(主) 入善朝日線	清掃 ・ 美化 ・ 緑花
	白寿会(生地神明町)	黒部市生地神明町1326-2付近	(主) 魚津生地入善線	清掃 ・ 美化 ・ 緑花
	花と緑の銀行入善支店飯野地方銀行	入善町道古地内	(主) 魚津入善線	・ ・ 緑花
氷見土木	フナリ風楽里の会	氷見市触坂 市道野手線交差点～氷見市触坂	(主) 高岡氷見線	清掃 ・ 美化 ・
砺波土木	五ヶみちグループ(旧:34ごかみちグループ)	庄川町 五ヶ	(一) 本町高木出線	・ ・ 緑花
	川田グループ交通安全協会(旧:川田交通安全協会)	福野町消防署前～自転車道付近	(主) 砺波福光線	清掃 ・ 美化 ・ 緑花
	アルカス道路エコ倶楽部(旧:岩崎道路パトロール推進協議会)	城端線踏切～長源寺バス停	(一) 小森谷庄川	清掃 ・ 美化 ・
	出町けやき会	砺波市広上町 私設消防屯所 ～ 砺波市本町 釣具店前	(一) 安養寺砺波線	清掃 ・ 美化 ・ 緑花
	小光ボランティア(旧:小光530推進隊)	西砺波郡福光町川西～小矢部市小森谷(小矢部福光線)	(国) 304号～(主)小矢部福光線	清掃 ・ 美化 ・ 緑花
	yushinエコクラブ	(国)156号交差点(砺波市宮丸)～北陸自動車道(砺波市千保)	(主) 坪野小矢部線	清掃 ・ 美化
	榊岡部156を美しくし隊	障子倉スノーシェッド～祖山スノーシェッド(レストパーク祖山)	(国) 156号	清掃 ・ 美化 ・
	藤井組道路愛護会	勸学院交差点～坪野交差点	(国) 471号	清掃 ・ 美化
	ブルーボランティア・東洋道路	福野小学校交差点～東海北陸自動車道、広上交差点～深江交差点	(一) 安居福野線、(一)安養寺砺波線	清掃 ・ 美化 ・ 緑化
	ヤマキ工業株式会社「ほたる」	南砺市百町交差点～ヤマキ工業㈱前	(国) 471号	清掃 ・ 美化 ・
	「ハイウェイクラブ」北陸ハイウェイ建設株式会社	砺波市苗加～小矢部市水島	(一) 本町高木出線	清掃 ・ 美化 ・
	安達建設株式会社道路愛護推進協議会	(国)304号 城端駅～細木交差点、(国)156号 道の駅ささら館前～上平小学校	(国) 304号、156号	清掃 ・ 美化 ・ 緑花
	笹嶋工業株式会社ハートフルロードささじま	(一)西勝寺福野線 ミツ屋～寺家 (主)砺波福光線 東石黒～寺家	(一) 西勝寺福野線、(主)砺波福光線	清掃 ・ 美化 ・ 緑花
	平建設業協会たいらクリーン会	(国)304号 下梨～梨谷(国)156号 上梨～杉尾	(国) 304号、(国)156号	清掃 ・ 美化
	クレオホールガーデニングクラブ(旧:花と緑の野川会)	(主)砺波福光線 寺家～八塚	(主) 砺波福光線	・ ・ 緑花
	ドリームやまだの会	福光インター入口交差点～南砺市吉江野、高宮地区との境	(国) 304号	清掃 ・ 美化 ・ 緑花
	山下常会	砺波市安川(山下)のポケットパーク	(国) 359号	・ ・ 緑花
	得能建設工業株式会社	国道304号 南砺市荒木(福光駅前)～南砺市吉江野	(国) 304号	清掃 ・ 美化 ・
	岩屋地域資源保全会	岩屋交差点～山野保育所	(一) 井波福野線	清掃 ・ 美化 ・ 緑花
	梅本建設工業株式会社	南砺市野尻交差点～野尻東交差点	(一) 小森谷庄川線	清掃 ・ 美化
	株式会社宮木建設	五郎丸交差点	(主) 砺波細入線	清掃 ・ 美化 ・
	第一生命保険株式会社 南砺営業オフィス	南砺市福光駅前交差点～南砺市南遊部交差点	(主) 砺波福光線	清掃 ・ 美化
小矢部土木	南谷道路愛護ボランティア(旧:南谷ボランティア)	南谷交差点～南谷公民館	(国) 471号	清掃 ・ 美化 ・ 緑花
	矢水花工房	矢水町藤森交差点	(一) 藤森岡線	清掃 ・ 美化 ・ 緑花
	花と緑の銀行松沢支店(野ぎくの会)	小矢部市島～福上	(国) 471号	清掃 ・ 美化 ・ 緑花
	福上花愛好会	小矢部川～三又路	(一) 藤森岡線	清掃 ・ 美化 ・ 緑花
	渡邊 昭治	津沢地下横断歩道 出入口、新西交差点	(国) 359号、(主)48号	清掃 ・ 美化 ・ 緑花
伏木港	(株)高岡市衛生公社	材木町踏切～材木町交差点	(臨) 臨港道路1号線	清掃 ・ 美化 ・ 緑花
	伏木海陸運送(株)	伏木湊町6～伏木湊町10	(臨) 臨港道路伏木外港1号線	清掃 ・ 美化 ・
富山新港	射水市堀岡西町自治会	射水市堀岡西町	(臨) 臨港道路堀岡線	清掃 ・ 美化 ・ 緑花

※本表には、希望された団体のみを掲載しています。

道路・河川の愛護ボランティア制度

ー住民参加型の地域の保全ー

行政による道路・河川・海岸の
整備・改良・災害復旧



行政と住民による道路・河川・海岸の
維持管理、保全、愛護

整備された道路や河川の保全・維持管理には、
地域の住民の方々による愛護と参画が不可欠



道路及び河川の愛護ボランティア支援制度

富山県の道路の概要

道路種別		路線数	延長 (km)
一般国道	指定区間	5	230.3
	指定区間外	7	292.7
県道	主要地方道	63	1,049.2
	一般県道	218	1,121.5
市町村道		30,334	11,260.2
合計		30,627	13,953.9
県管理道路		288	2,463.4

県管理道路

※R5.4.1 現在

道路愛護ボランティア制度

普段使用している道路の

- 清掃・美化活動 歩道や側溝の掃除、草むしり等
- 緑化活動 花壇での花植えや水やり

に自発的・継続的に取り組む団体・個人をサポートします。



●登録状況

年度	登録団体	登録人数	活動延長 (km)
R3	93	4,335	86.1
R4	93	4,384	86.6
R5	89	4,157	86.4

●物品支給

- ・清掃美化活動：鎌、箒、軍手、ゴミ袋等（上限5千円）
- ・緑化活動：腐葉土、肥料、花苗等（上限1～2万円）

●保険への加入

作業時のケガや事故に備えます



県HPにて活動内容のPRを行っています。
「ボランティアNEWS」

県管理道路における関連事業

普段利用している道路の除雪協力

1 歩道除雪協力活動

- ①県管理道路の歩道除雪活動に対し
報償費(3万円 / km・年)を支払う
- ②県で保険に加入
- ③除雪機械の貸し出し及び燃料の支給

【R5実績】

実施団体数 48団体

2 雪と汗のひとかき運動

県管理道路におけるバス停や交差点に
スコップを設置し信号待ちの際に除雪作業に
協力してもらう

【R5実績】

設置箇所数 158箇所



ハンドガイド除雪機



スコップ設置



雪と汗のひとかき運動

富山大橋をきれいにする会

富山大橋開通10周年記念写真

楽しかったです



富山大橋の清掃活動では、
県職員、地元住民、地元
学生と様々な方に参加し
ていただき、地域の輪が
広がっています！

ボランティアで参加



ホウキでクモの
巣を取ります

ガラス玉 清掃

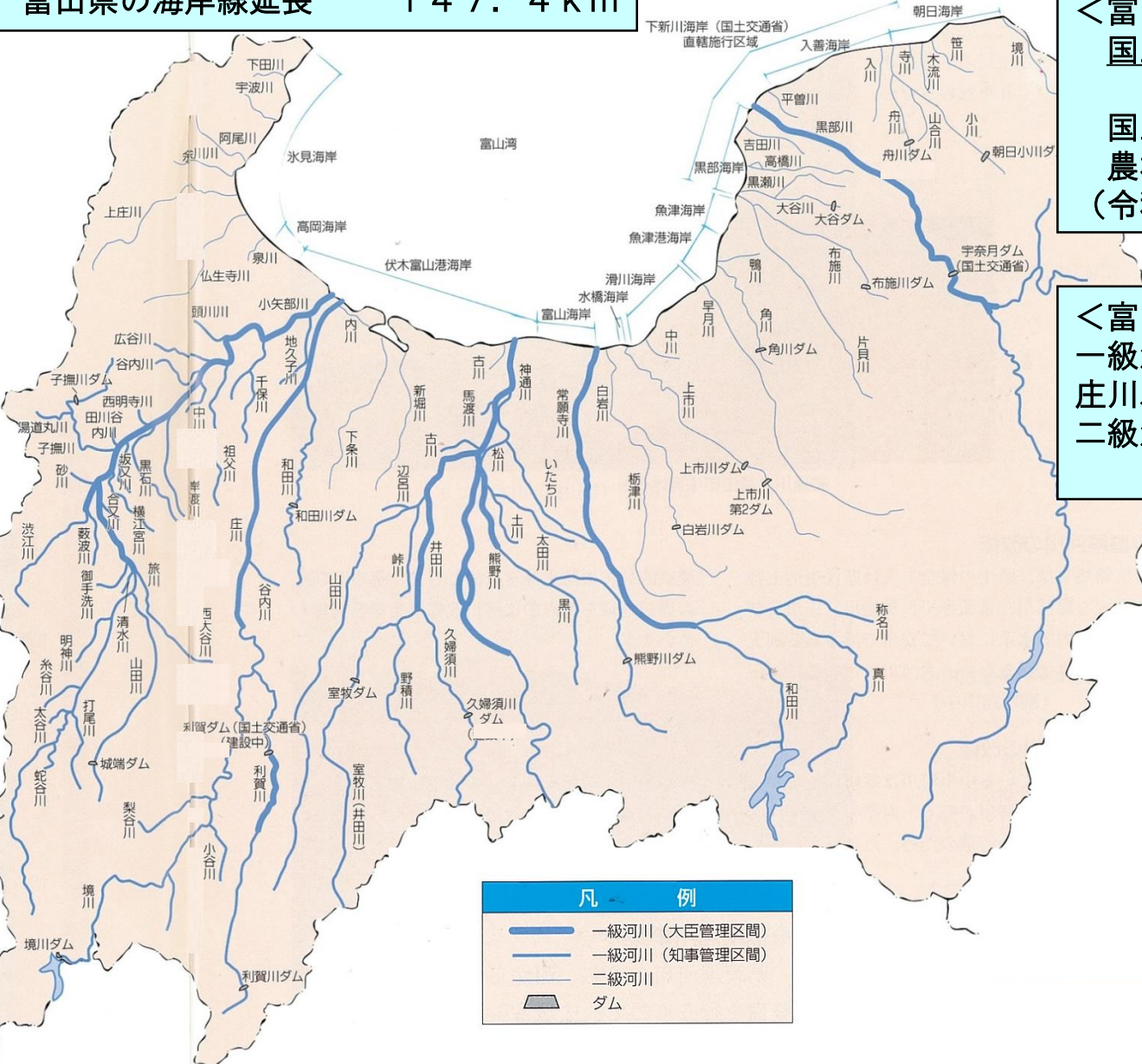


富山大学の皆さん

富山県の河川及び海岸の概要

富山県の海岸線延長

147.4 km



＜富山県の海岸延長の所管別内訳＞

国土交通省水管理・国土保全局

51.5 km

国土交通省港湾局

71.0 km

農林水産省水産庁

24.9 km

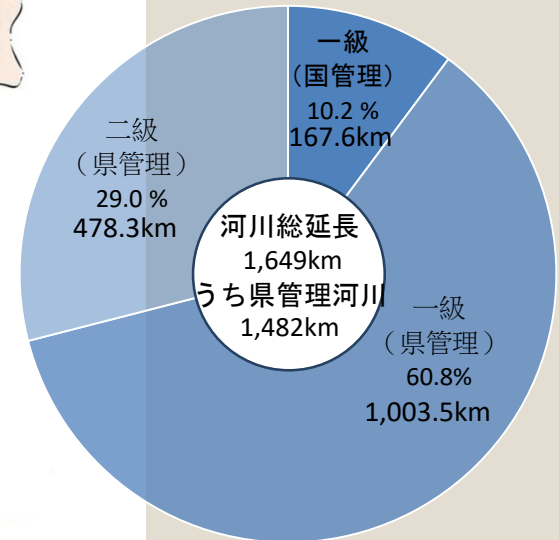
(令和5年3月末現在)

＜富山県の河川＞

一級河川は黒部川、常願寺川、神通川、
庄川、小矢部川 5水系 216河川

二級河川は片貝川、早月川など

30水系、102河川



凡 例

- 一級河川 (大臣管理区間)
- 一級河川 (知事管理区間)
- 二級河川
- ダム

ふるさとリバーボランティア支援制度の体系図

ふるさとリバーボランティア支援制度

地域の河川・海岸に愛着心を持ち親しんでもらうとともに河川・海岸愛護ボランティア活動の積極的な展開を図る

1 団体の登録・表彰

県管理河川、海岸において、美化活動、愛護活動を行う団体を、河川・海岸愛護ボランティア団体として登録
【実績】登録団体 118団体(R6.3月現在)

2 団体名を記した表示板の設置

登録団体が活動箇所に関団体名の表示を希望する場合、表示板を設置
【実績】看板設置箇所 33箇所

3 堤防草刈制度(報償費)(S50年代～)

- ①地域の町内会等に河川堤防草刈の活動に対し報償費(1㎡につき32円)を支払う
- ②県で傷害・賠償責任保険に加入
- ③除草機械の貸し出し(試行)

【R5実績】

実施 延べ25,722名 草刈面積 約710万㎡

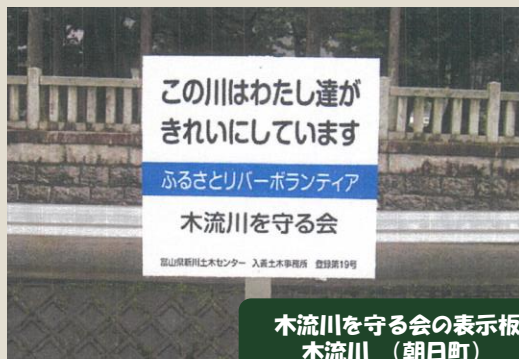
4 ふるさと川・海応援団支援事業(H16～)

県管理河川又は県内の海岸において、美化活動又は愛護活動を行う団体に対して、活動に係る経費を補助

【R5実績】

実施団体数 6団体 261千円

住民参加の河川・海岸管理の推進



木流川を守る会の表示板
木流川 (朝日町)



高橋川を愛する会の皆さん
堤防の清掃・草刈
高橋川 (黒部市)



千保川をきれいにする会
つくし保育園児による鯉の放流
千保川 (高岡市)

河川堤防の草刈について

●堤防草刈の推移

年度	報償草刈				請負草刈			合計
	団体数	延べ人数	面積(m ²)	%	箇所数	面積(m ²)	%	面積(m ²)
H25	607	27,245	7,028,787	86.5	38	1,101,524	13.5	8,130,311
H30	555	24,443	7,177,379	85.4	38	1,226,999	14.6	8,404,378
R5	499	25,722	7,100,010	84.4	29	1,311,885	15.6	8,411,895

●河川区域における除草機械の貸出試行について

報償草刈を継続して実施していただくため、担い手不足や地元保有の草刈機械の維持管理に係る負担を軽減する支援策として、令和6年度から除草機械貸出を5土木センター事務所で試行しています。

- 貸出対象 堤防草刈参加団体として登録している団体
- 使用場所 富山県が管理する団体
- 貸出機械 ラジコン型・斜面对応型草刈機 7台
- 貸出期間 7日以内を基本とする



神通川水系合場川で行った
ラジコン型草刈機械の実演会

ふるさと川・海応援団支援(補助金)事業

県管理河川又は県内の海岸において、空き缶拾いや清掃等の美化活動や、稚魚の放流、魚釣り大会又は植栽等の河川・海岸愛護活動を行う団体に対して、活動に係る経費を補助しています。

【補助内容】

補助事業に係る実費について補助します。

●美化活動(清掃、草刈など)

上限1万円

●愛護活動(稚魚の放流、草花の植栽など)

補助対象経費の2分の1以内、上限10万円

●美化活動と愛護活動を併せて実施する場合

1万円+10万円で最大11万円補助

【対象団体】

地域のボランティア団体、町内会、児童会、老人会など。

※美化活動補助については、河川・海岸愛護ボランティア団体の登録が必要

【補助期間】

1団体につき3年間まで

(隔年開催等の場合は3回が限度)

【おもな補助対象経費の例】

- ・清掃、草刈…鎌、箒、ゴミ袋、軍手、草刈機燃料、草刈機レンタル代等
- ・稚魚の放流…稚魚、長靴、タモ、バケツ類等
- ・草花の植栽…苗、肥料、スコップ、レンガ、プランター 等
- ・そのほか…飲食類(1人1000円以内)



新屋敷岸渡川倶楽部(砺波市)
による堤防法面への芝桜の植栽

本事業の課題など

【課題】

- ・ MY道路、MY河川への関心・興味が薄い
- ・ 社会インフラの維持管理への興味が薄い
 - ➡自分の家のように興味を持ってほしい
- ・ 参加団体や人数が減少傾向にある
 - ➡多くの住民の方に、ボランティアに参加してもらいたい。

支援内容の
見直し・充実？

PR方法？

補助期間の
延長？

団体活動の継続・
活性化には？

デジタル活用？

効率的な機械の
増設？